年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあっては、この様式中、「第２　中間貸借対照表」、「第３　中間損益計算書」、「第４　中間キャッシュ・フロー計算書」、「第５　中間株主資本等変動計算書」、「第６　中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１

年度中（年　月　日から　年　月　日まで）中間事業報告書

１　［略］

２　財産及び損益の状況の推移

［保険会社の状況について記載する場合］

（生命保険会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

５　［略］

（損害保険会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下７において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあっては、この様式中、「第２　中間貸借対照表」、「第３　中間損益計算書」、「第４　中間キャッシュ・フロー計算書」、「第５　中間株主資本等変動計算書」、「第６　中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１

年度中（年　月　日から　年　月　日まで）中間事業報告書

１　［同左］

２　［同左］

［保険会社の状況について記載する場合］

（生命保険会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

５　［同左］

（損害保険会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。